

平成30年度

山口県防災会議

平成30年5月17日

山口県庁 正庁会議室

会 議 次 第

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 議題：山口県地域防災計画の修正 項
 - (1) 水防法等の改正を踏まえた修正 … 1
- 4 報告
 - 防災会議委員（1号委員）の追加について … 2
 - 国土強靱化地域計画の進捗状況について … 3
 - 気象庁『南海トラフ地震に関連する情報（臨時）』
発表時における本県の対応について … 4
 - 県民防災力の充実強化について … 5
 - 各種訓練の実施について … 6
- 5 閉会

〔配付資料〕

- ・山口県防災会議配席表及び 山口県防災会議出席者名簿
- ・平成30年度山口県防災会議 … 本資料
- ・国土強靱化地域計画に基づく平成29年度取組状況 … 資料1
- ・危険度分布の利用について … 資料2
- ・山口県地域防災計画新旧対照表（案） … 別添1～3

議題：山口県地域防災計画の修正
(1) 水防法等の改正を踏まえた修正

水防法等の改定を踏まえ、所要の修正を行う。

1 経緯

[平成28年8月] 台風10号発生

東北地方を中心に、逃げ遅れによる多数の死者など甚大な被害

→ ・避難勧告が出ていなかった。

・浸水範囲の共有、情報伝達方法の確認等ができていなかった。

・避難行動に踏み切れなかった。

「逃げ遅れゼロ」実現のための多様な関係者の連携体制の構築が必要

2 防災計画の修正内容

(1) 大規模氾濫減災協議会の設置 (本編第3編第13章「水防計画」)

- 大規模氾濫に対する減災対策をハード・ソフト両面から総合的・計画的に推進するための大規模氾濫減災協議会を組織。
- 当該協議会の構成員は、協議結果を尊重する旨を規定。

(2) 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等の義務化 (本編第2編第9章及び震災対策編第2編第12章「要配慮者対策」)

- 市町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、避難確保計画を作成、避難訓練を実施。
- 県及び市町は、市町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の避難確保計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認。

▼協議会のイメージ

「水害対応タイムライン」等を協議会で作成・点検。



平成28年台風10号により、岩手県の要配慮者利用施設では利用者9名の全員が死亡。



※図・写真は、国土交通省資料より引用。

【報告】**防災会議委員（1号委員）の追加について**

国において、国土地理院各地方測量部が指定地方行政機関(※)に指定されたことを受け、災害対策基本法に基づき、平成29年7月1日付で、本県所管の中国地方測量部を防災会議委員に追加。

※「指定地方行政機関」

災害対策基本法に基づき、地方の防災行政上重要な役割を有する機関として内閣総理大臣が指定する国の地方行政機関

○災害対策基本法（抜粋）

第十五条 都道府県防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

5 委員は、次に掲げるものをもつて充てる。

- 一 当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員

<参考：防災会議の委員構成>

区分 (災害対策基本法 15 条第 5 項)		追加前		追加後	
		定員 (条例)	現員	定員 (条例)	現員
1号	<u>指定地方行政機関の長</u> 又はその指名する職員	—	2 1	—	<u>2 2</u>
2号	陸上自衛隊の方面総監又はその指名する部隊若しくは機関の長	—	1	—	1
3号	県教育委員会の教育長	—	1	—	1
4号	県警察本部長	—	1	—	1
5号	知事とその部内の職員のうちから指名する者	3	3	3	3
6号	当該都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長	4	4	4	4
7号	当該都道府県の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員	2 1	2 1	2 1	2 1
8号	自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者	6	6	6	6
計		—	5 8		<u>5 9</u>

【報告】**国土強靱化地域計画の進捗状況について**

国土強靱化について、県・市町・関係機関等が連携・協力し、一体となって取り組んだ結果、概ね重要業績評価指標の向上が図られている。【資料1】全指標の目標達成に向けて、今後ともハード・ソフト両面から取組を実施する。

1 取組状況

5年間の計画期間（H27～H31）の事業実施2年目となる平成29年度において、34の指標が目標値を達成

【重要業績評価指標の達成状況】

説明	K P I
目標を前倒しで達成	34
計画時から指標値が上昇	25
計画時から指標値が横ばい	10
合 計	69

2 平成30年度の主な取組

分野 No.	施策分野	平成30年度当初予算	
		事業（主なもの）	予算額(百万円)
1	行政機能／警察・消防	・耐震化推進事業 ※学校除く ・被災者生活再建支援システム整備事業	3, 373
2	住宅・都市／環境	・県立学校施設整備事業 ・大気汚染常時監視事業	5, 600
3	保健医療・福祉	・地域包括ケアシステム基盤整備事業 ・子育て支援特別対策事業	21
4	産業・エネルギー	・地球にやさしい環境づくり融資事業	922
5	情報・通信	・山口県防災行政無線更新整備事業	606
6	交通・物流	・公共事業（道路） ・公共事業（港湾）	25, 501
7	農林水産	・県営老朽ため池整備事業 ・農業農村地域活性化総合対策事業	7, 857
8	国土保全・土地利用	・公共事業（河川・総合開発） ・治山事業	18, 515
9	リスクコミュニケーション	・学校安全総合推進事業	8
10	老朽化対策	・老朽化対策	(16, 404)※
合 計			62, 403

※10「老朽化対策」は他分野で実施する公共事業と重複

【報告】

気象庁『南海トラフ地震に関連する情報（臨時）』発表時における本県の対応について

1 経緯

- 昨年9月、中央防災会議の下に設置された『南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応WG』が、東海地震の予知を前提とした大規模地震対策特別措置法に基づく現行対応を改め、南海トラフ沿いで異常現象が観測された場合の対応について報告。
- この報告を踏まえ、国において、静岡県や高知県などをモデル地区に指定し、新たな防災対応に関する指針の策定に着手。
- 指針が策定されるまでの間、南海トラフ沿いで異常な現象が発生した場合、気象庁は、「南海トラフ地震防災対策推進地域※」を対象に、「南海トラフ地震に関連する情報」を発表（平成29年11月1日から運用）。

※【本県】瀬戸内海沿岸の全15市町 [全国：707市町村（1都2府26県）]

2 本県の対応

気象庁による「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」が発表された場合、「災害特別警戒チーム」を設置。

気象庁発表	対応
異常現象の観測 (第1報) 最短2時間	<u>災害特別警戒チーム設置・会議</u> ・市町への連絡
地震発生の可能性あり (第2報以降)	<u>災害特別警戒チーム会議</u> ・市町・指定公共機関への連絡 ・県民への周知
震度5弱以上の地震発生 大津波警報発表	<u>災害対策本部設置</u>
地震発生の可能性なし (最終報)	<u>災害特別警戒チーム解散</u> ・市町・指定公共機関への連絡 ・県民への周知

[チームメンバー]

- ・ 主管課及び関係課
- ・ 関係機関4機関(県警、自衛隊、気象台、河川国道)で構成

【報告】

県民防災力の充実強化について

1 概要

自助、共助、公助が一体となった県民防災力の充実強化を推進するため、県民防災意識の底上げや自主防災組織が中心となった地域防災力の強化、県・市町の災害対応力を促進

2 主な取組

(1) 県民参加型シェイクアウト訓練の実施

県や企業、地域のイベントなど、県民が集まる場所でのシェイクアウト訓練の実施を通じ、防災を考え、行動する機会を積極的に提供し、県民の自発的な取組を推進

(2) 地域住民による「避難所運営の手引き」作成

自主防災組織を中心とした地域住民と施設管理者等が事前に話し合い、避難所運営のルールづくりを行う「避難所運営の手引き」作成の取組を推進

(3) 被災者生活再建支援システムの整備

熊本地震を踏まえ、大規模災害発生時における被災者の迅速な生活再建を実現するため、市町と連携して統一的な支援システムを導入し、被災地の早期復旧・復興を促進

(4) 関係機関の連携強化

災害現場でのより円滑な救出救助活動の実施に向け、各種訓練等を通じ、警察、消防、自衛隊等の関係機関の連携を強化

【報告】

各種訓練の実施について

<防災訓練>

1 総合防災訓練（6月17日（日））

（1）目的

- ・出水期を見据えた、災害時における対応の手順等の確認・習熟
- ・自主防災組織を中心とした住民主体の訓練による自助・共助の推進
- ・防災関係機関の連携強化
- ・防災意識の高揚に向けた普及啓発

（2）訓練内容

災害対策本部の設置・運営訓練、避難所設営訓練、避難訓練・避難誘導訓練、救出訓練等

（3）会場

山口市（県消防学校）、防府市（潮彩市場西側広場、小野地域）

2 原子力防災訓練（開催時期調整中）

（1）目的

伊方発電所の原子力災害時における国、地方公共団体、原子力事業者等関係機関相互の協力体制の強化

（2）訓練内容

緊急時通信連絡訓練、住民情報伝達・避難訓練、ウェブサイト運営訓練等

（3）会場

山口県庁、上関町

3 救援物資配送訓練（11月上旬）

（1）目的

総合防災情報システムの救援物資管理機能を活用し、物資の要請から避難所への配送まで一連の実動訓練を民間事業者等と連携して実施

（2）訓練内容

- ・各種協定を活用した物資調達配送訓練
- ・新防災情報システムを利用した救援物資管理訓練

（3）会場

調整中

4 山口県国民保護共同訓練（開催時期調整中）

（1）目的

国民の保護に関する事態を想定し、警察、消防、自衛隊等による被災者救助や初動対応の確認、県・市国民保護対策本部の機能、業務確認及び対応能力の向上を図る。

（2）会場

- ① 実動訓練 調整中
- ② 図上訓練 山口県庁職員ホール等